

第263回 今月読んだ本  
福本和夫 思想の再解釈  
—「福本イズム」から「日本ルネッサンス史論」へ（16）

## 第8章 のぞき窓（1928—1942）

### —3. 15事件と獄中生活

#### 3 下獄—「昭和の大獄」、32テーゼ、擬装転向（続）

1936年、思想犯保護観察法が成立する。1922年の少年法で導入された保護観察制度の対象を思想犯に拡張したものである。保護観察処分は検事正、裁判所長、警察部長、弁護士などからなる保護観察審査会によって決定された。全国22ヶ所の保護観察所（所長は思想検事が転任・兼任）が担当し、保護観察期間は2年を上限とした。「1936年11月から1944年6月までの通算で、保護観察所が受理した者は8710人、保護観察所が保護観察審査会に審査を求める者は5353人」（前掲『治安維持法』159頁）であった。

思想犯保護観察法の成立後、司法省は転向の基準を厳格化した。革命思想（共産主義）と社会運動に焦点を当てた従来の基準に新基準は「日本精神」を追加する。転向の条件は少なくとも第4段階に達することであった。

- 第1段階 マルクス主義の正当性を主張又は是認する者
- 第2段階 マルクス主義に対しては、全く又は一応無条件にして今尚お自由主義、個人主義的態度を否定し得ざる者
- 第3段階 マルクス主義を批判する程度に至りたる者
- 第4段階 完全に日本精神を理解せりと認めらるるに至りたる者
- 第5段階 日本精神を体得して実践躬行の域に到達せる者

（前掲160頁）

徳田球一、志賀義雄らの非転向者が刑期満了で釈放されるのを阻止したい司法省は思想犯保護観察を発展させた予防拘禁制度を実現させる。予防拘禁決定の手順は次のとおりである（前掲191頁参考）。

思想検事が刑期満了者・執行猶予者・保護観察処分者で再犯の恐れがある者を認定（第39条）→検事が予防拘禁委員会に意見を求めた上で裁判所に対して該当者の予防拘禁を請求（第40条）→裁判所は対象者本人の陳述を聴取して予防拘禁を決定（第44条、第49条では仮取容可）→裁判所の輔佐人（近親者）、参考人（弁護士は不可）に対する陳述聴取は可（第45～47条）→検事、本人、輔佐人

の裁判所決定に対する即時抗告は可（第51条）→予防拘禁期間2年を更新・継続するためには同じ手続きが必要（第55条）。

全国唯一の予防拘禁所が豊多摩刑務所に開設されたのは1941年12月である。府中刑務所に移転する1945年5月までの予防拘禁者は福本、徳田、志賀を含めてわずか65人にすぎない。

福本が釈放されるまでを時系列で追ってみよう（前掲「徳田球一、志賀義雄、福本和夫に対する予防拘禁事件記録」による）。

1941年10月30日、小菅刑務所長による東京刑事地方裁判所検事局検事正に対する予防拘禁申立。11月6日、本人聴取。11月20日、参考人（千葉刑務所教務課長）聴取。11月25日、東京予防拘禁委員会が検事に意見書提出。12月17日、第1回本人取調。12月19日、東京予防拘禁所に仮収容（12月21日より）の決定。12月23日、1942年1月6日・16日、福本による上申書。1月16日、参考人（千葉刑務所教務課長、同看守部長）取調、第2回本人取調。1月19日、回答書（痔手術のため出廷できない千葉刑務所保険技師による）。1月26日、参考人（小菅刑務所教誨師、東京予防拘禁所教導官補）取調、第2回本人取調。2月19日、東京刑事地方裁判所決定「福本和夫ヲ豫防拘禁請求ニ付セズ」。2月9日、検事正による抗告申立。2月13日、福本による意見書。2月24日、福本による上申書。3月10日、第1回本人取調。3月11日・15日・16日、福本による上申書。3月16日、第2回本人取調。3月17日、福本による上申書（故郷の村人から父、娘の様子を知らせる福本宛の葉書を参考資料として添付）。3月23日、検事による意見書。4月23日、東京控訴院決定「本件抗告ハ之ヲ棄却ス」。

膨大な「福本和夫に対する予防拘禁事件記録」の中で、取り調べの雰囲気、福本の考え方、戦略がよく表れているのが、東京控訴院第2刑事部における1942年3月10日第1回本人取調、第1回と同じ内容の3月16日第2回本人取調である（それぞれ前掲『昭和思想統制史資料 共産主義・無政府主義者3』351-361頁、393-398頁）。資料的価値が高い部分であるので本人に語ってもらおう。かなり長い引用になることをお断りしておきたい（旧仮名遣いを現代仮名遣い、旧字体を常用漢字、片仮名を平仮名に直し、適宜、句読点を加えた）。

その前に、刑務所側から見た福本の評価を2つ挙げてみたい。福本は網走刑務所に続いて1940年4月24日から翌年9月26日まで千葉刑務所に収監された。

1941年11月20日、千葉刑務所で教務課長に対して参考人聴取が行われた。思想検事は福本、志賀、徳田の心身、思想の状況を訊ねる。教務課長は「福本に就いてであります同人は三名の

内で一番係員に対する態度が良く従順で食事の不平は申したことはありません」（前掲221頁）と語り、植物と近代日本文学史の研究に専念していると答えている。徳田は食事にしばしば不平を漏らしたという。

1942年1月16日、東京刑事地方裁判所で裁判長は千葉刑務所看守部長に参考人取調を行った。

問 福本は千葉にいた共産主義の収容者に連中と較べて日常の言語態度に何か変わりがあったか

答 福本は非常に人格者で他の受刑者とは、かけはなれて居るよう見受けられました、看守等に対しても非常に従順で、保健技師、教諭師、担当の部長などもみな福本には好感を持って居た様です

（前掲293頁）

福本は寝るとき以外は正坐の姿勢を崩さなかった。舎房の外はすぐ通路であり、街路に面した長屋の借家住まいと変わらない。

いつなん時、不意に、戸をあけられて、話しかけられたり、呼び出されたり、物を出し入れされたりして、獄吏に、じかに応対折衝しなければならぬかわからぬのに、あぐらをかいていたのではどうも都合がよくない。人と応対折衝するには礼儀としてもあぐらではおもしろくはないが、さればとて、急にすわり直すのも、あまり改まりすぎて、ぎこちない感をまぬがれぬ場合もすくなくない。

（『霧笛』112頁）

正坐に慣れてしまえば読書のときなども「すこぶる具合がよろしい」（同上）。清水多吉は「独房で端然とした姿で正座をし、読書をしている福本の姿を、廊下側のぞき穴から見た看守は、おそらく幕末の志士か何かの姿を連想し、一種、畏敬の念に駆られたのであるまいか」（前掲『柳田國男の継承者』61頁）と推測する。「幕末の志士」は大袈裟だとはいえ、横着にも寝そべったまま看守に対応した徳田と比べれば、福本に対して好意的な気持ちをもつたことは不思議ではない。

1941年6月23日、福本は郷里の母が前日に亡くなった電報を受け取る。昼間は人目があつて泣けなかつたが、就寝後は布団をかぶつて泣いた。

老いて、からだが不自由になってからも、まいあさ太陽に手をあわせて、私の無事を祈ってくれたという老母、私が出獄の

さい着物をととのえるたしにと、自分の着物を売って貯金してくれたという老母、その母に、刑期満了まで、もう半年ばかりというところで（予防拘禁制度を知らない福本にとって刑期満了は12月20日であった—岩田注）、ついに再開できないわが運命のつたなさを痛嘆せざるにはいられなかつた。（中略）

懲役作業は三日間やすみで、教務課では白木の位牌をつくってくれ、担当看守に、庭のセキチクの花をもらって位牌に供えた。かおりのいい、色も白地に赤い班の美しいセキチクで、それを写生して郷里へ手紙した。

獄舎なれば、白木の位牌に、母よ、あげるものもありません。

（『霧笛』159頁）

「豫防拘禁請求棄却決定ニ對スル抗告」事件記録を読んでいこう。「問」は裁判長、「答」は福本である。下記は1942年3月10日の第1回本人取調の様子である。

問 釧路刑務支所に在監中、札幌控訴院の熊谷検事に対し答問書を出したことがあるか。

答 あります。確か4年前の12月と記憶して居ますが（記憶違いで正しくは1938年1月9日—岩田注）、熊谷検事から求められて答問書を提出しました。

それは私の共産主義者として最後の記述でありますが、其中には共産主義並びに共産党の主義方針と相容れない種々の私見があります。左様な次第で、当時、私は既に共産主義から離れ、之に关心を持って居なかつたのであります。

（前掲『昭和思想統制史資料 共産主義・無政府主義者3』352頁）

唯物史観についてどのように思っているか、と訊ねられた福本は共産主義の唯物史観は物質的に偏った謬見であると断定する。

「我が國の如く万世一系の皇室を中心として既に2600余年、一大家族的国家として存続し來り且つ将来も無窮に存続発展する國家」（前掲354頁）には唯物史観のような社会発展法則は全くあてはまらない。

福本は共産党員たちを弾劾する。福本イズムを贊美した党員がコミニンテルンに屈して非難した事実を踏まえている。

答 （中略）私の党内生活で痛感した所であります。党人は誰も彼も権勢意識が熾烈で、他の功は之を自分に奪い自分の過ちは他に擦り付けて、あらゆる卑劣手段を弄して他を押し除けて、如何なる無理をしても上部の地位に昇ろう

とする。そして一度ケチを付けられ責任を負わされたら最後、寄ってたかって誰れも彼れもが各自の過ちや責任を一切其人に擦り付け、自分はしやあしやあとした顔をして上部の地位に囁り付こうとするのであります。之は各自の個性の問題ではなく、各自が信奉して居る共産主義そのものの本質に由来するものであって、マルクス主義は物質万能で道徳を排斥し、マルクス主義に道徳がないことの反映であると考えるに至ったのであります。それで私は斯うした道徳的欠陥からしてもマルクス主義を全面的に嫌悪するに至ったのであります。

(前掲355頁)

福本は世界情勢におけるソビエト連邦の非道ぶりを指摘する。今回の大戦でフィンランド、バルト三国、ポーランドを侵略する「戦争の遣り口」には道徳や正義はなく「利己的物質欲の現れ」でしかない。

取り調べはいよいよ核心部分に入っていく。

問 日本共産党との関係はどうか。

答 私は日本共産入党当時より、コミニテルンの日本資本主義分析の誤謬を指摘して、日本共産党のコミニテルンからの自主的態度を主張してきましたが、所謂27テーゼの作成に当たって、其の主張がコミニテルンより痛烈に排撃されました。それで、日本共産党では其の責任を絶て私一人に負わせ党中央委員から罷免したのであります。私は感情的に離党することを避け、暫く一切の責任を負い勝手な妄評悪罵を忍びつつ、静観的態度を以って一卒伍たる地位に於て党内に留まりました。その為、私は共産主義者並びに共産党の本質と弱点とを身を以て体験したわけであります。(前掲356頁)

社会の革新には道徳と精神的生活を伴わなければならぬはずだ。それなのに党員たちの生活は「物質的で無情冷淡、非礼で無反省、独善的で無責任、無理論的で非自主的」(前掲357頁)である。共産主義者と日本共産党に不信と反発を抱いた福本は、予防拘禁のことを知る前から取り組んでいる研究について語る。すでに裁判所には福本の手記綴などが提出され、そこには「近世日本學藝復興期ノ綜合比較研究」(追補を含む)が記されていた。

答 (中略) 私は近世日本史の研究を志し、其の研究を始めたのが近世日本學藝復興期の綜合比較研究であります。此の研究を始めたのは、熊谷檢事に前述の答問書を提出した時から

10ヶ月程、後のことでありました。爾来数年間、私は専ら明治維新の大業の由て生じて來た史的考察に没頭し、其の過程に於て我が既に2600余年、一大家族的国家として、天皇御親政の下に發展し來り且つ将来も無窮に存続發展する万邦無比の国体を成し、唯物史觀を基礎とする共産主義の如きは到底、我国家には適合しない謬見であることを深く悟り、昨非を悔ゆる念が禁じ難くなつたのであります。  
つまり、日本歴史を日本的に把握することによって、共産主義を完全に拠棄したのであります。 (前掲356頁)

裁判長は「将来、政治運動に関わるのか」と訊ね、今後の生活のやりくりについて尋ねている。

答 (中略) 私は政治運動には向かないと思っております。私が共産主義運動に入ったのは、実践から來たものではなく学問から入ったのであり、皆のやつて居るような実践には元来向かぬことを自覺して居りました。それで、釈放されたら郷里に帰り、年取った父を養い、婚期を控えた娘の面倒を見ねばならぬので、家政を立て直し学齢期になつて居る長男の進学を講じ度いと考えて居ります。  
學藝復興期の史的研究は、在監中に殆ど年表の完成を見ましたが、其の完成は何年を要するか判りませぬが、其學の大家等の意見、研究の結果等もよく調べ、なお実地についても調査して完成を期する覚悟であります。

問 経済的にやつて行けるか。

答 小作米も多少入りますので、生活は困らぬと思います。それで将来は前述の史的研究の完成に精進し、慎み深い生活に入り度いと念願して居ります。

(前掲356—357頁)

最後に最も重要な問答がなされる。転向するのか否か、についてのやりとりである。

問 何故、転向声明の形式を踏まなかつたのか。

答 私の転向は、転向声明を發表した佐野、鍋山の所謂政治転向とは頗る其の選を異にして居ります。もし彼等に倣い不十分な形式で転向を表明すれば、彼等転向派と同視され呼び掛けられる虞があり、左様なことになると學藝復興期の史的研究にも邪魔になるし、佐野とは党内にあつた時、所謂27テーゼをめぐって個人的に不快の間

柄となって居り、且つ彼等転向声明後の行動には「転向誇り」と云う言葉さえある位、軽薄不純なものがあります。私は彼等の後塵を拝することは飽く迄、欲しないのであります。私が是迄に転向声明の形式を踏まなかつたのは、慎重を期し其の適當な声明方法を選ばんとして之を発見し得なかつたことと、将来、學藝復興期の史的研究完成の暁には之を公に仕度い決意であり、此の修史の業は之に依つて日本文化、日本精神の優秀性を中外に宣揚することに貢献せんとするものであり、凡そ共産主義とは相容れないものであり、之が完成公表は自己の共産主義の清算克服の証明となり、延いては日本共産党の打倒に自信ある攻撃を寄与し得る証でありますから、転向声明と云う形式に捉われる必要はないと考えるからであります。

(前掲357—358頁)

かなり周到な戦略である。福本と党幹部たちの間の関係がきわめて悪化しているのは周知の事実である。非道徳的な党員たちの転向声明と一括りにして欲しくない。「日本學藝復興期の史的研究」(後の「日本ルネッサンス史論」)が完成すれば「万世一系の皇室を中心として無窮に存続発展する国家」を称揚することになり、それこそが眞の転向表明ではないか。

このような主張を真正直に受け容れる者は稀であろう。第2回本人取調で、思想検事は「偽装転向」ではないか、と詰問する(前掲387頁)。福本はのらりくらりとかわして、第1回取調と同じ内容を話し続けた。

福本は転向の基準では「第3段階 マルクス主義を批判する程度に至りたる者」であろう。第4段階に達していないのではないか。

清水多吉は、転向現象を4種類に分類している(前掲『柳田國男の継承者』68—69頁)。第1に体制翼賛運動に接近していくグループ(水野成夫ら)、第2に右派社会民主主義者と協力関係を結ぶグループ(佐野学、鍋山ら)、第3に当面は政治活動から身を引いたグループ(中野重治、埴谷雄高ら)、第4に「擬装転向」によって早く出獄して政治活動以外でやるべき活動を展開したいと願っていたグループである。第4のグループのほとんどは家族を養うために「擬装転向」した。著述活動や研究に邁進した者は少なかった。そのうちの一人が福本和夫である。

本節を終えるにあたって、エピソードを1つ紹介しよう。

福本は党幹部たちを変節漢として忌み嫌っていた。特に市川正一の豹変ぶりをジョゼフ・フーンエ(1759—1820、フランス革

命、第1帝政、復古王政の中枢を渡り歩き「カメレオン」の異名をもつた)に  
譬えていた。戦後7、8年経った頃だったか、日中友好協会の集ま  
りのために上京した福本は石見尚と一緒に歩いていた。そのとき路上で偶然に会ったのが鍋山である。福本は獄中で佐野と鍋山の転向  
声明を批判していた。

お互いに「やあ一。元気か」と声をかけあつただけで別れた。  
一緒にいた私に、「あれが鍋山だよ」と教えてくれた。……福  
本氏は鍋山をフーシェだとは言わなかつた。

(前掲『我々ハ犯罪者ニ非ズ—講座 福本和夫論』76頁)

福本は回想の中で佐野学、徳田、志賀、市川らを厳しく批判・非  
難しても、鍋山についてはほとんど語っていない。